



ありんに便り

2012年

10月29日発行

通巻第10号

由木かたくりの会の家族会「ありの会」会報



「ありの会」へのご意見・ご要望は、〒192-0355 八王子市堀之内1236-8 社会福祉法人 由木かたくりの会 気付「ありんこポスト」までに郵送するか、ポストに直接投函して下さい。Eメールで送る場合のアドレスは《 arinko_renraku@yahoo.co.jp 》へ。ホームページは《 http://space.geocities.jp/arinko_renraku 》です。

部署別懇親会の報告

2page

寄稿「地域で共に暮らす喜び」

5page

障害者虐待防止法ってなに？

3page

連載「由木かたくりの会と私と」

7page

お知らせ

4page

今年もフェスタかたかごを開催します！！

今年の夏は気が滅入るような暑さが続きましたが、10月になり一気に秋が深まっております。この調子で行くと11月は寒くなるかも??? 寒くても、それを吹き飛ばすような熱い情熱で「フェスタかたかご」を盛り上げて行きましょう！！ 11月10日(土) 12:00よりかたくりの家で行われます。



昨年のフェスタかたかごです

昨年は、かたくりの会が法人化されてから初めての利用者、職員、家族が一堂に会する全体親睦会を「フェスタかたかご」として開く事が出来ました。これは「ありの会」が呼び掛け、全面的にバックアップして開催しましたが、ゆくゆくは年間行事として定着し、「かたくり」を象徴するような地域の方々とも共に楽しんで行けるイベントに育つ事を期待していました。

本年度は、新理事会体制のもと「フェスタかたかご」の目的を『地域社会と自然との共生』を掲げ施設・近隣住民とのコミュニケーションを図ることの必要性が益々大きくなっていく中で、利用者・家族・職員及び地域住民との親睦と連携を深め、利用者にとってより良い「かたくり」を目指していくこととする』として定め、ボランティアの方々や近隣住民の方にも呼び掛けて行く事となりました。**「かたくりの会」が地域の中でしっかりと根付き、地域に開かれた施設となるように法人・家族会・後援会で協力して開催します。**

バザーや調理のご協力はすでにお願ひしておりますが、開催の概要は近くご案内を配布いたします。

将来に備えしっかり学びたい成年後見制度

— 9月定例会・講演会報告 —

9月13日(木) 1時30分より、南大沢市民センターにて35名の会員が出席して、開催されました。

はじめにありの会より、「防災計画」、「フェスタかたかご」の法人との協議した内容についての報告があり、その後、八王子社会福祉協議会の権利擁護担当職員の吉本様、松本様を講師にお迎えして、「成年後見制度」について

での講演会を行いました。

社協が発行したもので事前に配布済みの冊子「成年後見制度を活用しよう!」に沿って、事例を交えながら、制度の概要、手続き、申し立て方法など、わかりやすく説明していただきました。この制度は発足後まだ10年、高齢の方々の利用が主で、障がいのある方々は実際にはあまり利用されていないとのことです。しかし、私たち親(もしくはそれに準ずる方)が、その義務を果たせなくなった時に、子供たちの権利を守っていくための制度だということを理解し、いざという時にその制度が利用できるように、しっかり学んでおきたいと思いました。



今後、ありの会でも、「成年後見制度」についての学習会等を企画して行く予定です。

なお、今回の講演会の時にいただいた資料があります。必要な方は、ありの会役員までご連絡下さい。

左の写真：講演会の様子

ありの会 部署別懇親会の報告

◎ かたくりの家 生活介護

かたくりの家 生活介護では、10月12日(金)に手芸教室の見学会と、その後に食事会を行いました。見学会には9人が参加しました。ちょうど由木中央小の6年生が職場見学で来訪しており、利用者と一緒にティッシュペーパーにペンやインクでカラフルな点々模様を描く作業を楽しんでいるのを見学しました。

食事会はイタリアンの「グラッチェガーデンズ」にて利用者5人、職員6人、家族5人が参加しました。会費は¥1,300 ちょっとなら、お腹いっぱいピザを食べる事ができました。普段の利用者の家庭やかたくりでの様子など様々な話題で盛り上がり、貴重な意見や情報の交換もできました。



◎ かたくりの家 レストラン・ベーカリー

レストラン・ベーカリーでは、9月7日の利用者が作業を終了してから4時30分より6時30分頃まで「レストラン花畑かたくり」で茶話会を行いました。当日は会費を会員500円、利用者300円を徴収して横井さんなどの手をお借りして軽食やパン・ラスクなどを提供していただきました。

参加者は職員5名、会員(保護者)9名、利用者10名となり保護者からは日頃感じていた疑問などが話され、それに職員が直接答えるというような定例会とは違った雰囲気でした。

また、利用者は別室で(パーティールーム)飲食をして、ありの会役員が用意したゲームなどをして楽しい時間を過ごせました。

◎ ぷらさ. de. かたくり

ぷらさ. de. かたくりの親睦会を10月5日金曜日の午後5時半から8時まで、事業所近くのフレンチレストラン「オ・コジュ」にて、会費一人3,500円(職員さんには「ありの会」より一部補助あり)で行いました。

職員7名、保護者14名、利用者5名の参加でした。

夕方から夜にかけての開催で、勤務を終えた職員さん、勤務日ではなかった職員さんも全員が参加して下さい、昼間の定例会にはなかなか出席出来ない保護者の方や、新しく入所した利用者の保護者の方も参加して下さいませ

た。所長の加藤さんから、最近の事業所の様子や今後の方針等を話して下さいました。
軽く飲食をしながら、9月に実施した伊豆一泊旅行の写真を見たりして、和やかに親睦を深めることの出来たひと時となりました。

障害者虐待防止法ってなに？ — その1—

10月1日から施行された「障害者虐待防止法」は、正式には「障害者虐待の防止障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。この長い名称から判るように、我々にはとても重要な法律です。虐待を受けた障害者をすばやく保護できるように、都や市町村に相談や一時保護の体制整備を義務付けたこと(365日休みなし。24時間体制)、生命に関わる重大な危機があると判断した場合は、家族の許可なく、家庭内に立ち入り調査が可能となったこと。虐待に気づいた人には通報を義務付ける。施設の立ち入り検査、勧告や解散命令、認可の取り消しなどもできるという、相当に立ち入った内容となっています。

これは1990年代以降、障害者を雇用する職場や入所施設で虐待事件が相次いだことを背景に作られました。家族など養護者による虐待も相当なものでした(あまり表には出ないが)。

「虐待」というと、まず身体的な暴力ばかり思い浮かぶが、それだけではなく、以下の5つに分類される。

障害者虐待の例

区分	具体例
身体的虐待	・暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること ・身体を縛りつけたり、過剰に投薬したりすることによって身体の動きを抑制すること
性的虐待	・性的な行為を強要すること ・わいせつな言葉を発すること
心理的虐待	・脅し、侮辱などの言葉を浴びせること ・仲間はずれや無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること
ネグレクト (放棄・放置)	・食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話をしないこと ・必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないこと
経済的虐待	・本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用すること ・本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

1 虐待を発見したら市町村障害者虐待防止センターに通報を

こうした虐待は、家庭や福祉施設など閉鎖的な環境での発生が多く、また、虐待を受けている障害者自らが訴えることができないこともあるため、虐待を早期に発見するためには、周囲の人たちからの通報が不可欠です。そのため、この法律によって、虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は、速やかに市町村障害者虐待防止センターに通報することが義務として定められています(罰則規定はない)。通報したことを理由に解雇など不利益な取り扱いをすることは、法律で禁止されています。

2 障害者の方や皆さんからの相談や通報を受けて、市町村などがその方や養護者に必要な支援を行います

・ 事実確認および立ち入り調査

市町村障害者虐待防止センターへの通報・届出に基づき、市町村の障害者福祉担当部局が訪問調査を行い、障害者虐待の事実確認を行います。虐待により障害者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがある場合は、立入調査を行います。

・ 障害者に対する一時保護や支援

養護者による虐待で障害者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあるような場合は、市町村の障害者福祉担当部局が養護者から一時的に分離し、安心して生活を送ることができるようになるまで、障害者福祉施設(入所施設)で保護したり、必要な支援を行います。また、障害者の権利を擁護するために成年後見制度を活用

したり、地域社会で自立して生活するために必要な障害福祉サービスの利用を支援したりして、障害者の自立を支援します。

・ 養護者の負担の軽減を図るための支援

家庭の中で発生する障害者虐待の場合は、養護者が障害の特性についての知識が不足して適切な対応ができなかったり、介護疲れからストレスを抱えていたりするなど、養護者にかかる重い負担が虐待の要因となっていることがあります。このような場合には、市町村の障害者福祉担当部局が、養護者の介護負担の軽減のための相談、指導及び助言などの支援を行います。例えば、障害者福祉施設の短期入所(ショートステイ)や通所サービス、ホームヘルパーの派遣、移動支援事業などの利用につなげたり、家族会への参加やカウンセリングの利用を勧めるなどにより、負担の軽減を図ります。

3 八王子市の対応

八王子市では、障害者の支援を強化するため、市役所 1F 障害者福祉課内に障害者虐待防止センターを設置するほか、市内 5 箇所の相談支援事業所(下記参照)で相談等を受け付ける。

<相談先一覧>

名 称	住 所	問い合わせ先
障害者虐待防止センター	元本郷町 3 丁目 24 番 1 号 八王子市役所 1 階	☎ 620-7367 FAX 623-2444
障害者生活支援センター 「ぴあ・らいふ」	明神町 4-14-1 レジディ八王子 1 階	☎・FAX 646-4991
相談支援センター 「サポート南多摩」	南大沢 2-25 フォレストモール南大沢 2 階	☎ 682-5343 FAX 682-5342
相談支援センター 「八王子地域生活支援室高尾」	初沢町 1227-4 高尾名店街 1 階	☎ 829-9088 FAX 629-9089
地域活動支援センター 「あくせす」	横山長 25-9 ツカキビル 2 階	☎ 631-1022 FAX 646-7931
相談支援センター 「待夢」	松木 48-10 グランドウール	☎ 682-4670 FAX 682-4056

※夜間・休日については下記まで連絡する。

042-626-3111(市役所守衛室)

090-4729-8284(市委託事業所夜間共通対応番号)

※ 八王子市の具体的対応などは次号以下において書いていきたい。

お知らせ

◎ かたくりの会の各事業部からの報告について

これまで「ありんこ便り」でお伝えして来た「各事業部からの報告」は、今後は法人より発行される「かたくり通信」に掲載される事になりますので、引き続きそちらの方をご覧ください。よろしくお願いいたします。

◎ 会費納入のお願い

ありの会の会費が「未納の方」、「前後期に分けて納入されている方」で後期分がまだの方は早めの納入をお願いいたします。

地域で共に暮らす喜び

加藤陽介（建築家：楓設計室 代表建築士）

先日は、新しい「ぷらさ de. かたくり」の開所おめでとうございました。「ぷらさ de. かたくり」に携わった皆様に心から敬意と感謝の気持ちでいっぱいです。

ーケアホームへの想いー

今から12年前、ケアホームを八王子につくる計画があり、当時勤務していた設計事務所で担当しました。なかなか候補物件が見つからない中、たまたま私の住まいの隣にあった学習塾が閉鎖しました。急なお願いでしたが、建物のオーナーに事情を相談したところ、すぐに快諾していただき、無事にケアホームが開設されました。その時、利用者のご家族が涙を流して、ケアホームの開設を喜んでくださったことが今でも鮮明に心に残っています。ご両親にとっては、もちろん本人にとっても、地域社会で自立した生活を送れることが、なによりうれしかったことと思います。

住まいの隣がケアホームとなり、私も隣同士で支えあう近所の一員として、ボランティアで出勤前に通所先へ送迎をしたりしました。今でも、多くの方がケアホームを支えていて、すっかり地域の一員です。



新しく生まれ変わった『ぷらさ de. かたくり』



東京都社会福祉事業団のケアホーム『きらり』

我が家には2歳の子供もいます。隣のケアホームが大好きで、ひとりで歩いて中に入っていきます。日頃から声をかけていただいたり、一緒にベンチに座ったり、みんなで花火をしたり、本当にかわいがってもらっています。実は私自身、子どもの頃に、近所の障がいのあるお兄さん、お姉さんに本当によく遊んでもらいました。とても楽しい思い出です。そんな子ども時代の経験が今の私を作っています。子どもにとって、障がいがあっても共に地域で一緒に暮らしていることが当たり前を経験をさせていただいている。こんな幸せなことはありません。

障がいがあったとしても、あたりまえに地域で暮らしていける社会をつくること。建築士としての職能を活かし、ちょっとでもお役に立てたらと思っています

ー由木かたくりの会のケアホームー

今年3月、由木かたくりの会ケアホーム新築工事の設計コンペ（審査会）が行われ、厳正な審査の結果、楓設計室で設計をさせていただくこととなりました。選んでいただけたこと大変光栄に思います。心をこめて素敵なケアホームを設計します。

由木かたくりの会ケアホーム 3つの大きなコンセプトをお伝えしたいと思います。

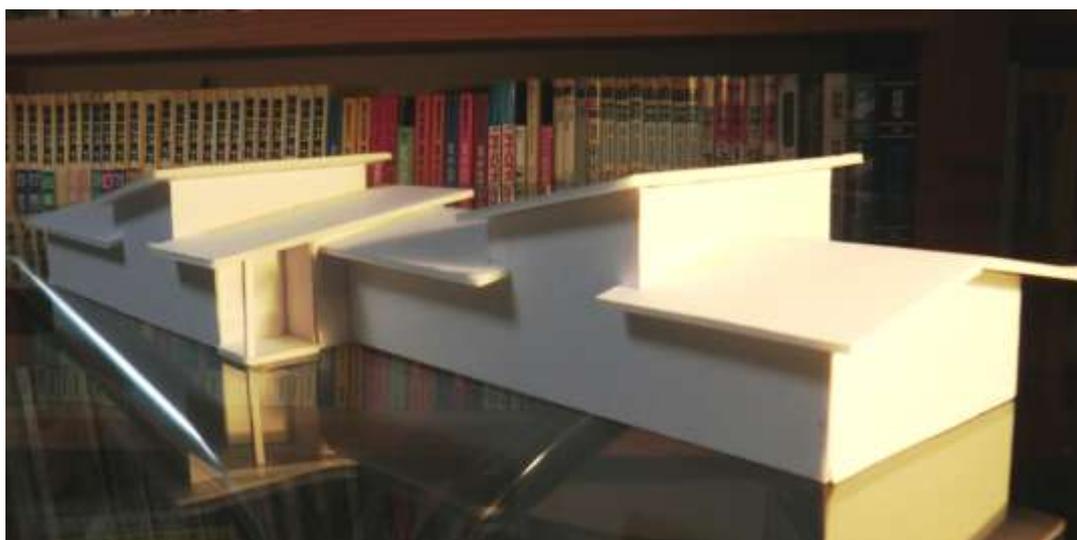
コンセプト① マイホームとしてのケアホーム・・・家庭的な雰囲気と暖かさ、誰もが住みたくなる家

コンセプト② 大切な家族を守る安心・安全・快適な住まい

- ・・・地震に負けない大黒柱のあるしっかりした構造火災時の安全を一番に考えスプリンクラーを設置目が行き届き、災害にとても有利な平屋建て自然素材をたっぷり使う（無垢材、しっくいなど）有毒ガスの出ない仕上げなど、レベルの高い安全対策を講じる

コンセプト③ 次世代 環境配慮型ケアホーム

- ・・・土に還る自然素材をたっぷりつかい、化学物質を極力使わない
雨水、太陽光、太陽熱、通風、自然素材など自然の力を活用するエネルギーを自給し、災害時の拠点になるように



おおらかで美しい外観 吹抜けのある広間が特徴的 由木かたくりの会ケアホーム 計画案模型



現在、炭谷理事長をはじめとする由木かたくりの会の皆様と専門家によるプロジェクトチームを結成し計画をしています。完成は来年の9月の予定。大事な家族が快適に暮らせるよう、一緒に素敵なケアホームをつくりましょう！ぜひ、ご意見・ご要望をお聞かせください！どうぞ、よろしくお願いします。

左の写真が楓設計室 代表建築士の加藤陽介さんです。加藤さんは福祉関係の施設建築をたくさん手がけられており、かたくりの会の「びらさ. de. かたくり」の改修工事、ケアホームの新築を担当されています。ありの会でも、今年の5月に加藤さんが東大和市で手掛けられたケアホーム「きらり」の見学をさせていただきました。

由木かたくりの会と私と

野口洋子



昭和 61 年秋、かたくりの会の発足は多摩養護学校の施設を借り、先生方の温かい支援に支えられ、親も団結して一生懸命だった。その意味では幸運なスタートであった。でもいずれは自前の施設を持ちたい。それが夢、いつまでも学校や先生方に甘えていられない。もっと外の世界に出て力をつけなければと思案するものの、資金は無い、経験も知恵もまだ浅く、まだ公の資金もつかない無いづくし。いったいなにができるだろう。そんなこんなの手探りしながらの活動であったが、「アサヒタウンズ」に載った「由木ファーマーズ(由木の自然と農業を育てる会)」を紹介する記事に、「これだ！」と閃くものがあった。(前回まで)

2 由木ファーマーズに入会して

正直に言うと、私はそれまで「由木ファーマーズ」の存在をまったく知らなかった。当時、多摩ニュータウンの建設は、ブルドーザーが山林、丘陵を切り崩し、小川や田畑を埋め均らして破竹の勢いで進行中であった。会のメンバーは、その恩恵に浴してこの地に移り住んだ人が多い。ニュータウンの建設に反対ではないが、まわりから緑(自然)が目に見えて失われていくことに一抹の不安を感じないことはなかった。

記事によると、由木は、まだニュータウン建設の着手されていない、むかしからの山林や田畑や小川の多摩の里山の自然が忘れられたように取り残された地区らしい。ここをすべてコンクリートで固めてしまうのではなく、里山の自然と農業を保全し、緑豊かでのどかな環境の中で、ニュータウンの新住民とむかしからの住民が交流し共存共栄を目指す、新しい都市型の農村に生まれ変わろうとする運動に思えた。保全ばかりではなく、手つかずのまま放置されている山林を整え、小川に螢の飛び交うような里山にもっと育てていく。このためにニュータウンの新住民にも協力を呼びかける真摯な声を、記事に聞いた気がした。

私の郷里・札幌の、その郊外でも、開発一辺倒ではなく新旧の住民が協力して自然を生かした街づくりを目指す地域があり、豊平川に鮭が遡上するまでになった。淀みで力強くジャンプする鮭を見たときの、あの感動は忘れられない。由木ファーマーズもそんなかな？農作業の手伝いなら自然相手だからなによりも子供らが生き生きとするのではないか。そんなこんなイメージばかりが膨らんでいく……。

さっそく会員にはかり、先生方にも相談する。良さそうだけど、子供らに果たして農作業ができるだろうか、親だってやったことがないのに。こんな大勢で押しかけてはかえって迷惑が掛からないかしらなどなど。心配していたらきりが無い、だめでもともと、当たってみよう！これまでの活動を通して、我ながらちょっとは度胸もついたみたい。

入会の申し込みに、私と佐藤恵子さんで、「由木ファーマーズ」会長の鈴木昇さんの家を訪ねた。

「いま 300 人からの会員がいるが、知的障害者はいないし関わった経験がない。こんな一度に多くの障害者が入られて、我々の方でちゃんとした対応ができるか心もとない」と、目をパチクリさせてとまどっている感じであった。もっともであった。しかし最後に鈴木さんがきっぱり言われた。

「大変だろうが、社会的に弱い立場にある人を門前払いなどできるものではない。一緒にやりましょう」と。たいした人だなと、私の胸に熱く迫るものがあった。昭和 63 年秋のことであった。





こうして、これまでとがらりと様変わりした会の活動がスタートした。活動日は毎週土曜日、主に鈴木さんの田畑の農作業を手伝うところから始まった。農作業は、外で見たよりはるかに大変なものであると知った。お米一つでも代掻き、苗植え、草取り、網掛け、刈り取り、乾燥、脱穀と続く。しいたけ栽培では、原木の切り出し、菌の植え込み、天地返しなど。学校での学習とちがう屋外でのダイナミックな作業に子供たちは興味を示し目を輝かせた。学校の沢野先生や藤沼先生もかけつけて指導してくれた。臼井さんが熱中症(?)で倒れたのも天地返しのおかげであった。臼井さんは木をひっくり返さないで自分がひっくり返ったと後から大笑いがあった。

いまでは信じられないかもしれないが、由木では当時まだ養蚕が行われていた。養蚕では名人級の酒井さん、難波さんは、由木ファーマーズのリーダー的な存在であったが、この方々にもずいぶんお世話になった。当番の日は、朝6時に集まって、やぶ蚊に悩まされながら桑の葉を摘み、蚕に食べさせる。生き物相手だから手を抜くことは許されない。その日は前夜から気が張っていた。

炭焼きもした。筍(たけのこ)掘りもした。これを刺身にして食べるなど初めて知った。新鮮な筍の味は格別だった。その道のプロである井草先生の指導でハムやソーセージ作りもした。イベント前など、はだか電

球のもと夜遅くまでの作業を親たちが手伝った。本間さん、臼井さん、備前さん、梅野さんらのその姿に、良い仲間を得て活動できる幸せをしみみ感じたものだった。なにもかも初体験であったが、子供もさることながら、親が本当にかんぱってくれた。父親や兄弟姉妹まで駆けつけてきた。当時は3年以上の活動の実績がないと行政の認可の対象外で補助金ももらえない。臼井さんは親が対応できない子供たちのために自分のワゴン車を運転して送迎した。一人でも多くの子供が参加し継続することは実績作りにとって本当にありがたいことであった。

もちろんすべて順風満帆ということではなかった。農作業が本当に向いてない子もいたし、新芽の出た畑の中に急に駆け出す子や山積みした肥料の紙袋に穴を開けて回る子、牛にもものを投げつける子がいたり、何度、菓子折りを持ってお詫びに出向いたことか。牛にもものを投げつけるなど意地悪からというより、牛に興味があり関わりたいからであっても、一般の会員にはそれが理解できない。障害者にどう対応したらいいかとまどっておろおろしている人や、なかには厳しい口調で叱責する人もいた。こんな時、学校の先生方がさりげなくその場をおさめてくれた。

半年ほど経って、新年会の際の挨拶で、事務局長の井原さんが感想を述べた。彼自身も足に障害を負う方であったが、「かたくりの子らの姿を見ていると、障害者でもこんなにかんばれるものなんだととても勇気づけられた。うれしかった」と絶句して涙をこぼした。みなしーんとして聴いていた。

流れが変わってきたのはこの頃からであった。さっきの厳しく叱責した人などがかえって親身になって面倒をみられるようになった。人間って変わるものだなとうれしかった。

